■ パブリックコメント（意見募集）実施結果の概要

案 件 名	光市公共施設等総合管理計画（案）に対する意見について
募集期間	令和3年12月20日（月）～令和4年1月19日（水）
担 当 課 （問合せ）	政策企画部 行政経営室 電話 0833（72）1415 FAX 0833（74）1436 電子メール gyouseikeiei@city.hikari.lg.jp

▼ 募集概要

このたび、光市公共施設等総合管理計画（案）がまとまりましたので、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

パブリックコメントは、計画等の立案過程における市民参画を進めるとともに、説明責任を果たすことで市政運営における公正性の確保及び透明性の向上を図るために実施するものであり、市民の皆様のご意見・ご提言をより反映させた計画づくりとするため、計画の案を公表し、意見を募集しました。

▼ 意見を提出できる人

(1) 光市に住所がある個人又は市内に事業所を有する法人・団体
(2) 光市に通勤又は通学している人

▼ 意見提出者数及び提出件数

(1) 提出者数 2名 提出件数 6件
(2) 提出方法
ア 電子メール 2件
(3) 提出者区分
ア 光市に住所がある個人 1名
イ 市内に存する事務所又は事業所に勤務する個人 1名

▼ 意見の計画案への反映状況

ご意見の内容を整理検討した結果、計画案は修正していません。

しかし、いただいたご意見は、今後の参考意見として十分に踏まえながら、計画の実施を進めてまいります。

▼ 資料の開示方法

（資料内容）
・光市公共施設等総合管理計画（案）
（閲覧方法等）
1 閲覧用資料の窓口設置 15か所
本庁（2階行政経営室、1階情報公開総合窓口）、あいぱーく光、大和支所、地域づくり支援センター、各出張所及びコミュニティセンター（伊保木、光井、中島田、束荷、塩田）
2 市ホームページに掲載

▼　提出された意見の概要と市の考え方

◆１　計画の内容について（意見数：４件）

意見等概要	考え方（対応）
建物の総延床面積縮減目標に対する進捗状況について、施設類型ごとに縮減した施設名や削減率などを分かりやすく情報提供してもらえないか。	第３章「公共施設の現状と課題」に、施設類型ごとの延床面積の縮減状況（令和元年度末）、第５章の「過去に行った対策の実績」において、除却した施設をそれぞれ記載しています。 なお、令和２年度までの縮減率を含めた取組の詳細については、別途、市 HP でお示しします。
「計画期間である平成 28 年度（2016 年度）から令和 17 年度（2035 年度）までに公共施設等のうち建物の総延床面積を 20%縮減する」との基本目標の遂行を支えるため、平成 29 年３月以降に市役所職員がどのような意識啓発や研修を実施し、それがどのように活かされているのか。	公共施設マネジメントに係る職員研修や施設所管課への調査・ヒアリングを実施するとともに、地域との対話に努めながら施設の統廃合等を推進しています。こうした取組を踏まえ、本計画の第５章において、施設類型ごとの方向性を整理しています。
光市公共施設白書（平成 26 年度策定）に掲載されていた「施設の維持管理・運営コスト」と「年間の利用者数」について、このたびの改訂で「有形固定資産減価償却率」に置き換えられている。これらの情報は、今後の公共施設の適正配置を進める上で必要な情報であり、計画改訂に活かしてほしい。	施設の維持管理・運営コストや年間の利用者数などのデータについては、平成 28 年度の策定時から本計画に記載していませんが、こうした視点は、今後の公共施設の適正配置を進める上で重要な要素となるものです。このため、施設所管課への定期的な調査を実施し、これらを踏まえて改訂を進めています。
行政が提供するサービスの質の向上を図り効率的かつ効果的な管理運営を実現する手段の一つとして、コミュニティセンターとの複合施設になっている出張所については、コミュニティセンターとの一体運営を考えるべきではないか。	民間活力（コンビニエンスストア）の活用等により出張所業務の効率化を図る一方、コミュニティセンターを拠点に地域住民による地域づくりが進められています。こうした中、出張所職員も地域担当職員として地域との協働の役割を担うなど、複合施設としての機能を併せ持った運営を行っています。

◆２　計画以外に関して（意見数：２件）

意見等概要	考え方（対応）
11 件の計画に対する意見募集の期間が１か月間であり、内容の精査、意見作成の期間としては不十分ではないか。	募集期間は「光市パブリックコメント制度実施要綱」に基づき、計画策定スケジュールなども踏まえて、市民等が意見を提出するために必要と思われる期間を設定したものです。
新型コロナウイルス感染症対策により、計画書を閲覧可能な施設が休館となった場合、意見募集期間の延長が必要ではないか。	閲覧施設のほとんどは貸館を停止しましたが、休館はしておらず、市ホームページでも閲覧可能であることから、期間の延長は考えていません。